

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年1月5日認可した。

令和5年1月13日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名
高松市多肥土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西ノ沢地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東上所1—3号地区
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）池尻地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南春日地区
〃	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川北水路地区